

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料表（新築）

令和7年4月1日

ひたちなか市都市整備部建築指導課

総戸数（戸）	市が認定審査を行う場合 （技術的審査含む）	「確認書」若しくは「住宅性能 評価書」の提出がある場合
一戸建ての住宅	45,000	9,000
共同住宅等	5戸以下	108,000
	6戸～10戸	173,000
	11戸～30戸	342,000
	31戸～50戸	612,000
	51戸～100戸	1,053,000
	101戸～200戸	1,949,000
	201戸～300戸	2,784,000
	301戸～	3,411,000

- ※1 1件当たりの認定申請手数料です。同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件当たりの認定申請手数料です。
- ※2 変更認定申請手数料は、それぞれの区分の手数料の額に2分の1を乗じて得た額です。
- ※3 法第6条第2項の規定による建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、別途、建築物確認申請等手数料及び建築設備確認申請等手数料が加算されます。